

## 立川市新学校給食共同調理場整備運営事業に係る客観的評価の結果について

立川市（以下「本市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により、「立川市新学校給食共同調理場整備運営事業」を実施する民間事業者を選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により客観的評価の結果を公表する。

令和 3 年 4 月 15 日

立川市長 清水 庄平

### 記

#### 1 事業の概要

(1) 事業名称 立川市新学校給食共同調理場整備運営事業

#### (2) 事業内容

事業予定地 立川市泉町 1156 番 15 のうち

敷地面積 12,000.01 m<sup>2</sup>

調理能力 8,500 食/日（小学校 4,000 食、中学校 4,500 食の 2 献立）

対象校 小学校 8 校、中学校 9 校

小学校	第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、第五小学校、第六小学校、第七小学校、第八小学校
中学校	立川第一中学校、立川第二中学校、立川第三中学校、立川第四中学校、立川第五中学校、立川第六中学校、立川第七中学校、立川第八中学校、立川第九中学校

#### (3) 事業期間

事業契約締結	令和 3 年 6 月
事業期間	事業契約締結日～令和 20 年 7 月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～施設引渡し日
施設引渡し日	令和 5 年 7 月 21 日以前で、事業者が提案した日
維持管理期間	施設引渡し日～令和 20 年 7 月末日
開業準備期間	施設引渡し日～令和 5 年 2 学期給食提供開始日前日
給食提供開始日	令和 5 年 2 学期始業日以降（配送校により異なる。）
運営期間	給食提供開始日～令和 20 年 7 月末日

#### (4) 事業方式

BTO 方式（民間事業者が自ら資金調達を行い、施設の設計・建設を行い、本市に所有権を移転した後、引き続き施設の維持管理運営を遂行する方式）

## 2 事業者選定の経緯

事業者選定までの主な経緯は、以下のとおりである。

日程		内容
令和2年	7月15日	実施方針、要求水準書（案）の公表
	7月27日	立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）（第1回）
		立川市から審査委員会への諮問
	8月19日	実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表
	8月21日	特定事業の選定、公表
	8月28日	審査委員会（第2回）
	9月4日	実施方針、要求水準書（案）修正版の公表
	10月7日	入札の公告、入札説明書等の公表
	11月10日	入札説明書等に関する質問への回答（第1回）の公表
	11月11日	入札説明書等に関する質問への回答（第1回）修正版の公表
	12月9日	入札説明書等に関する質問への回答（第2回）の公表
	12月14日	参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付
令和3年	1月8日	入札説明書等に関する質問への回答（第3回）の公表
	2月5日	入札書類審査書類の受付及び開札
	2月25日	審査委員会（第3回）
	3月23日	審査委員会（第4回）
	3月25日	審査委員会から立川市への答申
	3月30日	落札者の決定及び公表

## 3 事業者選定方式

本市は、立川市新学校給食共同調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者に対して、施設を整備し、その後の維持管理及び運営業務を通じて、効率的かつ効果的に、併せて安定的かつ継続的なサービスの提供を求めることから、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要であると判断した。

そこで、事業者の選定方法については、入札価格に加え、本市の要求するサービス水準との適合性並びに維持管理及び運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更に資金調達計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行うこととした。

#### 4 審査経過

##### (1) 事業者選定の体制等

総合評価一般競争入札方式を実施するに当たり、法令の規定に基づき専門的見地からの意見を聴くため、PFI・PPP、金融及び財務、建築、集団給食及び衛生管理に関し知見を有する学識経験者等で構成する審査委員会を設置した。

審査委員会は、本市が策定した「立川市新学校給食共同調理場整備基本計画」の趣旨及び本市の目指す学校給食の方向性を踏まえ、落札者決定基準及び審査方法等の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案書の加点項目審査により性能評価点の算定を行った。

そして性能評価点に本市において算出した価格評価点を加えた総合評価点が最大となった提案を最優秀提案として選定した。

審査委員会の構成は、以下のとおりである。 (敬称略)

	氏名	所属
委員長	安登 利幸	亜細亜大学都市創造学部都市創造学科 教授
副委員長	中山 茂樹	千葉大学 名誉教授
委員	堀端 薫	女子栄養大学栄養学部 准教授
委員	土屋 英眞子	立川市 行政管理部長
委員	大野 茂	立川市 教育委員会事務局教育部長

審査委員会の議事内容は、以下のとおりである。

回	日程	議事内容
1	令和2年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業概要の説明</li> <li>・落札者決定基準（案）について</li> <li>・提案書の審査方法について</li> </ul>
2	令和2年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者決定基準（案）について</li> <li>・提案書の審査方法について</li> </ul>
3	令和3年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加表明書及び入札参加資格審査の結果について</li> <li>・基礎項目審査の結果について</li> <li>・事業者提案内容、事前質問事項への回答の確認</li> <li>・仮評価</li> <li>・事業者への質問事項の整理</li> <li>・ヒアリングの進め方</li> </ul>
4	令和3年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加者のプレゼンテーション及びヒアリング</li> <li>・最終評価</li> <li>・最優秀提案の選定</li> <li>・審査講評（案）の検討</li> <li>・答申（案）の検討</li> </ul>

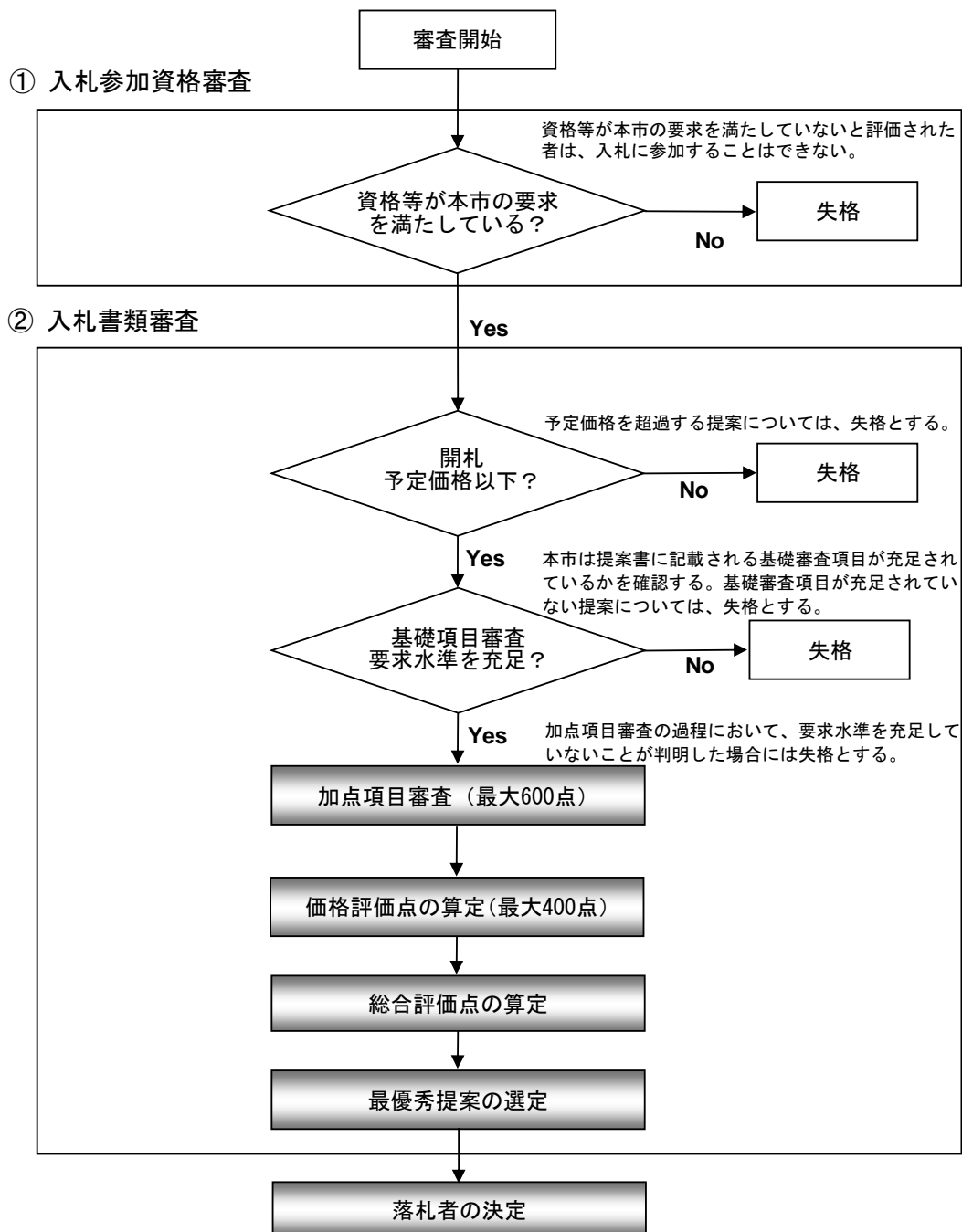
## (2) 事業者選定方法及び手順

事業者の選定は、入札参加資格審査及び入札書類審査により行った。

入札参加資格審査においては、本市が入札書類審査の対象となる入札参加者の資格要件のみを審査し、入札書類審査における評価には反映させないこととした。

入札書類審査においては、提案内容について、本市が基礎審査項目の充足の有無を確認した上で、審査委員会が各業務に関する具体的な提案内容の審査（加点項目審査）を行い、本市が算定した価格評価点と合算して、総合評価点を算出して最優秀提案の選定を行った。

審査手順は、以下のとおりとした。



### (3) 審査

#### ① 入札参加資格審査

参加表明書を提出した3グループの構成する各企業について、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たしているか、本市において審査を行った。

その結果、全てのグループについて、入札参加資格要件を満たしていることを確認した。

#### ② 入札書類審査書類の確認及び開札

入札参加資格要件を満たした3グループの入札書類審査書類について、入札説明書に示したとおり揃っているか、また、入札価格が入札公告に示す予定価格以下であるか本市において確認を行った。

その結果、一つのグループについて、入札書類審査書類が入札説明書に示した入札無効に関する事項に該当したため、そのグループの入札は無効となった。

#### ③ 基礎項目審査

入札書類審査書類が揃っていた2グループの提案内容について、落札者決定基準の「別紙1基礎項目審査の評価基準」に掲げる基礎審査項目の評価基準を満たしているか本市において審査を行った。

その結果、2グループとも全ての基礎審査項目の評価基準を満たしていることを確認した。2グループを構成する各企業は、以下のとおりである。

なお、審査にあたっては、公平性を確保するため、グループ名や企業名を伏せることとし、各グループの呼称は、503グループ、505グループとした。

入札参加者名	グループ名	グループを構成する企業の一覧
東洋食品 グループ	503 グループ	代表企業：株式会社東洋食品 構成企業：株式会社楠山設計 東亜建設工業株式会社 東京支店 中島建設株式会社 タニコー株式会社 立川営業所 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社 株式会社 YAZAWA LUMBER 株式会社長大 東京支社
ジーエスエフ グループ	505 グループ	代表企業：株式会社ジーエスエフ 構成企業：株式会社梓設計 株式会社熊谷組 中村建設株式会社 株式会社アイホー 多摩営業所 株式会社合人社計画研究所

#### ④ 加点項目審査（性能評価点の算定）

##### ア 審査方法

基礎項目審査において適格とみなされた2グループの提案について、審査委員会において落札者決定基準に基づき性能評価として加点項目審査を行った。

加点項目審査では、入札参加者の提案内容について、加点審査項目について評価視点を踏まえ加点基準に応じて得点（加点）を付与した。なお、加点項目審査に基づく性能評価点の算定に当たり、小数点以下がある場合は第3位を四捨五入するものとした。

##### 【加点項目審査】

加点審査項目	配点	備考
① 事業計画全般に関する事項	145	配点の割合：最大600点中約24.2%
② 設計業務に関する事項	110	〃 約18.3%
③ 建設・工事監理業務に関する事項	60	〃 約10.0%
④ 維持管理業務に関する事項	70	〃 約11.7%
⑤ 運營業務に関する事項	215	〃 約35.8%
合 計	600	

##### 【加点基準】

	評価内容	採点基準
A	要求水準を超え、特に優れた提案となっている	配点×1.00
B	要求水準を超え、優れた提案となっている	配点×0.75
C	要求水準を超える提案となっている	配点×0.50
D	要求水準を満たす程度の提案となっている	配点×0.25

##### イ 加点項目審査（性能評価点）の結果

前項の審査方法に基づく審査結果は以下のとおり。

加点審査項目	配点	各入札参加者の得点	
		503 グループ	505 グループ
① 事業計画全般に関する事項	145	96.75	100.00
② 設計業務に関する事項	110	72.75	68.75
③ 建設・工事監理業務に関する事項	60	33.75	37.00
④ 維持管理業務に関する事項	70	43.75	46.00
⑤ 運營業務に関する事項	215	127.00	149.50
合 計	600	374.00	401.25

⑤ 価格評価点の結果

予定価格（11,750,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。））以内であった2グループについて、本市において落札者決定基準に基づき価格評価点を算定した。

価格評価点の算定については、入札書に記載された入札価格で行うものとし、価格点の上限を400点とした。

価格評価点の算定に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入した。

$$\text{価格評価点} = 400 \text{ 点} \times \left( \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right)^2$$

項目	各入札参加者の得点	
	503 グループ	505 グループ
入札価格	9,739,788,614 円	11,270,385,515 円
価格点	400.00	298.73

（入札価格は消費税及び地方消費税相当額を除く。単位：円）

⑥ 最優秀提案の選定（総合評価点の算定）

落札者決定基準に基づき、性能評価点と価格評価点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を最優秀提案として選定した。

$$\text{総合評価点} = \text{性能評価点（最大 600 点）} + \text{価格評価点（最大 400 点）}$$

	配点	各グループの得点	
		503 グループ	505 グループ
性能評価点	600	374.00	401.25
価格評価点	400	400.00	298.73
総合評価点	1,000	774.00	699.98
順位		1 位	2 位

⑦ 本市への答申

審査委員会は、以上のように審査を行い、503 グループ（東洋食品グループ）を最優秀提案として選定し、本市に答申を行った。

## 5 落札者の決定

本市は、審査委員会からの答申を踏まえ、東洋食品グループを落札者として決定した。

## 6 本市の財政負担の削減効果

落札者の入札価格に基づき、本事業を PFI 事業として実施する場合の本市の財政負担額を算定した。その結果、次に示すとおり、本市が直接事業を実施する場合と比較して、現在価値換算で約 19.3%削減される見込みとなった。

区 分	市の財政負担 ( 現在価値換算 ※ )
① 市が自ら負担する場合の財政負担額	10,391 百万円
② PFI 事業として実施する場合の財政負担額	8,385 百万円
③ 財政負担縮減額 (①－②)	2,006 百万円
④ 財政負担縮減率 (③／①×100)	約 19.3 %

※ 現在価値換算に係る割引率は、特定事業の選定における前提条件と同様に 2.5%を採用  
(金利変動及び物価変動は考慮していない。)